

事 務 連 絡

平成 28 年 1 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 境 政 人

### 動物用抗生物質医薬品基準を廃止する件について

このことについて、平成 28 年 1 月 20 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、

- ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、「動物用抗生物質医薬品基準を廃止する件（平成 28 年 1 月 20 日農林水産省告示第 93 号）」が公布され、同基準（平成 24 年 9 月 10 日農林水産省告示第 2165 号）は、本年 3 月 31 日限り廃止すること、
  - ② このことに伴い、動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和 45 年 5 月 1 日農林省告示第 637 号）の一部が改正され、常用標準抗生物質は、本年 4 月 1 日から配布しないこと、
- とされたので、薬事監視及び指導の参考として、その旨本会に連絡されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：駒田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡  
平成 2 8 年 1 月 2 0 日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課  
薬事審査管理班長

動物用抗生物質医薬品基準を廃止する件について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第42条第1項の規定に基づき、動物用抗生物質医薬品基準を廃止する件（平成28年1月20日農林水産省告示第93号）が別添1のとおり公布され、動物用抗生物質医薬品基準（平成24年9月10日農林水産省告示第2165号）は、平成28年3月31日限り廃止します。

また、このことに伴い、動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和45年5月1日農林省告示第637号）の一部を別添2のとおり改正し、常用標準抗生物質は、平成28年4月1日から配布しないこととしましたので、参考としてください。



○農林水産省告示第九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）  
第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用抗生物  
質医薬品基準（平成二十四年九月十日農林水産省告示第二千六百六十五号）は、平成二十八年三月三十一日限  
り廃止する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣 森山 裕

○農林水産省告示第九十四号

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和四十五年五月一日農林省告示第六百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十日

農林水産大臣 森山 裕

別表中「~~一 動物医薬品検査所標準製剤等配布規程~~」を削り、同表備考を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。